

# 伊達市立伊達西小学校 いじめ防止基本方針

I	いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）と基本姿勢	1
II	いじめ未然防止のための取組	1
III	いじめの早期発見・早期解決に向けての取組	2
IV	いじめ問題に取り組むための組織	2
V	関係法令	4

# 伊達市立伊達西小学校いじめ防止基本方針

## I いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）と基本姿勢

「いじめ」とは、一定の人的関係のある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、またその「生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」という基本認識に立ち、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で子どもが互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成に全職員は全力を尽くす。

## II いじめ未然防止のための取組

- 1 子ども一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の展開  
子どもがのびのびと学校生活を送るために支え合い、励まし合う学習環境を醸成する。
  - 児童会活動や縦割り班活動、学級係活動など、子ども一人一人が活躍できる場を設定し、互いのよさを認め、助け合い支え合う場を設定する。
  - キャリア教育等を展開し、社会は一人一人が支え合って社会が形成されていることを実感する。
- 2 道徳の時間を要とした道徳教育を行う  
「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の子どもに徹底して指導する。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を子どもに持たせる。
  - 外部講師を招聘した人権教育、奉仕活動、自然体験学習等、いのちの授業を推進し、生命尊重等の道徳的実践力を育む。
- 3 教師の指導力を高める研修の実施  
事例研究やカウンセリング演習等の実践的な内容を持った校内研修を積極的に実施し、校内外情報共有などを行い全職員でいじめ防止に努める指導体制を醸成する。
- 4 家庭や地域と連携していじめを防止する  
子どもの活動の場は家庭や地域も含まれる、互いの情報を共有し、お互いの教育力を生かした指導を展開する。
  - 生活リズムチェックシート等を活用し、子どもの基本的な生活習慣を家庭と連携して確立し、互いに子どもの情報を共有し合う。
  - いわゆるネットいじめの防止のために学校よりインターネット活用の危険性にかかわる情報を発信し、家庭でフィルタングの実施や子どもがインターネットを使用するときのルール作りを行う。
  - 学校便りや自治会総会などを通じて子どもの情報を発信したり、地域での子どもの活動について共有し合う。さらに、自治会の行事へ子ども達の参加を促したりなどして、子どもに人との関わり方を学ばせる。

### Ⅲ いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- 1 いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

  - 課題を感じる子どもがいる場合には、学年団や生徒指導会議等の場において、気付いたことを共有し、全職員で当該の子どもの観察する。
  - 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談を行い、子どもに悩みがある場合は、問題の早期解決を図る。
  - 「いじめに関するアンケート」を年2回（1学期・2学期）行い、子どもの悩みや人間関係を把握していじめゼロの学校づくりを目指す。
- 2 いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
  - いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下、全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
  - 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもの身の安全を最優先に考え、いじている側の子どもの対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる子ども達にもいじているのと同様であるということを指導する。
  - 学校内だけでなく教育員委員会や専門家と協力をして解決にあたる。
  - いじめられている児童の心の傷を癒すために、担任外教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携を取りながら、指導を行っていく。
- 3 家庭や地域、関係機関と連携した取組
  - いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。
  - 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

### Ⅳ いじめ問題に取り組むための組織

- 1 学校内の組織
  - ・「学級経営交流会」  
最低年3回、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
  - ・「いじめ防止対策委員会」  
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導部、養護教諭、当該学級担任等で、「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。その中で、PTAやスクールカウンセラーと連携していくことも視野に入れる。
- 2 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織  
いじめの事実を確認した場合には伊達市教育委員会への報告し、重大事態発生時の対応等については伊達市教育委員会に指導・助言を受けて学校として組織的に動く。また、地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの子どもの健全育成について活動推進をお願いする。

月	「いじめ対策委員会の主な取組」	その他
4 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ等問題行動に対する学校方針の検討</li> <li>いじめ未然防止への取組内容の検討</li> <li>望ましい集団づくりのための取組内容の検討</li> <li>関係機関の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内特別支援委員会</li> <li>学級経営計画の策定</li> <li>学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明（PTA 総会、家庭訪問時）</li> <li>学級経営交流会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育相談の取組内容の検討</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめアンケートの実施</li> <li>教育相談の情報交換</li> </ul>
8 9 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>1学期の取組の反省と2学期の取組の検討</li> <li>教育相談の取組内容の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>夏休み中の児童の様子についての情報交換</li> <li>2学期の学級経営案策定</li> <li>学級経営交流会</li> <li>校内特別支援委員会</li> <li>人権教室実施</li> <li>生活リズムチェックシート実施</li> <li>いじめアンケートの実施</li> <li>教育相談の情報交換</li> </ul>
11 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業アンケート実施</li> <li>保護者アンケート実施</li> <li>校内特別支援委員会</li> <li>学校評価（自己評価）実施</li> </ul>
1 2 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>2学期の取組の反省と3学期の取組検討</li> <li>次年度の取組の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冬休みの児童の様子についての情報交換</li> <li>3学期の学級経営策定</li> <li>校内特別支援委員会</li> <li>学級経営交流会</li> <li>学校評価（関係者評価）実施</li> </ul>
定期的取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>学年打ち合わせや毎月の職員会議で子どもについての情報交換</li> <li>子どもの1日の振り返り（毎日、帰りの会）</li> </ul>	

## V 関係法令

### (1) 教育基本法

#### ①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

#### ②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

#### ③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

### (2) 学校教育法

#### ①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

### (3) いじめ防止対策推進法

#### ①第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (重大事態への対応)

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・ いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合など迅速に着手する。